

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

#### 一 届出事項の概要

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ邑久店

所在地 瀬戸内市邑久町尾張一〇五ほか

##### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

###### (1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

###### (2) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

###### (3) 名称 株式会社ヤマダ電機

住所 群馬県高崎市栄町一番一号

代表者の氏名 代表取締役 桑野 光正

##### 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前)

(1) 株式会社ハローズ 午後十二時

(2) 株式会社ザグザグ 午後十時

(3) 株式会社大創産業 午後十時

(4) 赤松正二郎 午後十時

(5) 株式会社ヤマダ電機 午後十時

(6) 有限会社アール 午後十時

(変更後)

(1) 株式会社ハローズ 午後十二時

(2) 株式会社ザグザグ 午後十二時

(3) 株式会社大創産業 午後十時

(4) 赤松正二郎 午後十時

(5) 株式会社ヤマダ電機 午後十時

(6) 有限会社アール 午後十時

#### 4 変更年月日

平成三十年三月一日

#### 二 届出年月日

平成三十年二月十四日

#### 三 縦覧の期間及び場所

##### 1 縦覧の期間

平成三十年二月二十七日から同年六月二十七日まで

##### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課